

一般社団法人京町家作事組 定款

平成25年12月8日 変 更

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京町家作事組と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、町家の修復、改修、診断などのために、町家建築に熟達した技能者・技術者を紹介し、町家の修復、改修、改築を高度の技術、適正な価格で実施できる道を開き、もって京町家の保全・再生に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 町家の保全、再生のための相談・調査・提案
2. 町家建築に熟達した技能者・技術者の紹介及び育成
3. 設計者、コーディネーターの紹介及び育成
4. 現地検分と工法の検討
5. 工事費の査定と契約に関する助言
6. 工事と監修
7. 町家の流通に関わる事業
8. 見学会、セミナーなどの実施
9. 広報、普及活動
10. 京町家ネットにおける協働
11. その他前条の目的を達成するため必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(基金を引き受ける者の募集)

第7条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続き)

第8条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

- ② 基金の返還は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところにより行う。

第2章 社員

(社員の構成)

第9条 当法人の社員は、当法人の目的に沿って活動する町家建築に熟達した技能、技術、知識を有する専門家に限る。

- ② 社員の他に、当法人の趣旨に賛同し資金的に協力する者は、賛助会員とする。

(経費の負担)

第10条 社員は、当法人の事業活動に必要な経費に充当するため会費を支払わなければならない

- ② 賛助会員は、会費を支払わなければならない。
- ③ 各会費の金額の設定および変更は、社員総会において決定する。

- ④ 社員および賛助会員が納付した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- ⑤ 入会金、会費、賛助会費、寄付金等については、別途会計規則に定める。

(入社・入会)

第11条 新たに社員になろうとする者は、社員2名の推薦を添え理事会の承認を得なければならない。

- ② 新たに賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成するものとする。

(退社・退会)

第13条 社員又は賛助会員は、いつでも退社・退会することができる。ただし、社員は3か月以上前に書面で当法人に退社の予告をするものとする。

- ② 前項のほか、社員又は賛助会員は次に掲げる事由により退社・退会するものとする。
 - 1 解散
 - 2 死亡
 - 3 除名

(除名)

第14条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- ② 定時総会は毎年4月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。

- ② 社員総会の招集は、理事会で決する。
③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して、その通知を発するものとする。ただし、総社員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人には、理事3名以上及び監事1名以上を置く。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第23条 当法人には、代表理事1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

(副代表理事、事務局長、会計担当理事等)

第24条 必要に応じ副代表理事、事務局長、会計担当役員など各任務を担当する理事を置き、理事会の決議又は代表理事の指名によりこれを定めることができる。

(理事会)

第25条 当法人は、理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。

- ② 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- ③ 代表理事に差し支えがある場合には、理事会があらかじめ定める順序により他の理事がこれに当たる。

(招集)

第26条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- ② 代表理事に差し支えがある場合には、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事が招集する。

- ③ 理事会を招集するには、会日より3日前までに、各理事に対して、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要を要するときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって、これを決する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

(理事及び監事の報酬)

第29条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(運営委員会)

第30条 当法人の企画運営に関し、理事会の諮問機関として運営委員会を設けることができる。

- ② 運営委員は、理事会の決議をもって代表理事が任免する。
- ③ 運営委員会に関する細則は、理事会の決議をもって別に定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の不配当)

第32条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(解散後の残余財産の帰属)

第33条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的を有する公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

以上は、現行定款に相違ありません。

平成25年12月8日

京都市中京区三条通新町西入釜座町32番地
一般社団法人京町家作事組
代表理事 梶山秀一郎